



運転免許自主返納等支援事業

運転免許証の「自主返納」とは？

加齢・障がい・病気により「運転に不安を感じている方」「家族から返納を薦められている方」などが運転免許証の**有効期限前**に申請により運転免許証を返納することです

支援の目的

- ・高齢者等の交通事故の防止のため
- ・免許証を自主返納等した市民の移動手段確保のため

対象者

- ・申請時において那珂市内に住民登録をしている方
- ・運転免許を**自主返納**又は**失効**し、その日から1年を経過していない方
- ・市税等の滞納がない方

今後運転をしない目的で免許の更新を受けなかった場合も対象になりました！

支援内容

デマンド交通「ひまわりタクシー」特別利用券【100円券×150枚】

15,000円分を交付します

《注意》

- ・交付回数はお1人様1回限りです
- ・交付されたかた本人のほか、本人と同乗する同居親族・介助人も使用できます
- ・特別利用券の**有効期間はありません**
- ・**現金**への換金及び**再交付**はできません

申請手続き

- ①那珂警察署で免許返納手続きを行い、「運転免許取消通知書」の交付を受けてください
(免許を失効された方は、「運転経歴証明書」(有料)の交付を受けてください)
- ②那珂市役所都市計画課、または瓜連支所で申請手続きを行ってください

申請に必要なもの

- ・那珂市運転免許自主返納等支援事業申請書
※申請書は那珂警察署または市役所都市計画課にて配布
- ・「運転免許取消通知書」又は「運転経歴証明書」のいずれかの写し
(自動車安全運転センターが発行する「運転免許経歴証明書」の写しも可)
- ・那珂市デマンド交通利用者登録申請書(すでに登録済の方は提出不要)

【お問い合わせ先】

那珂市 建設部都市計画課

電話029-298-1111(内線353・354)



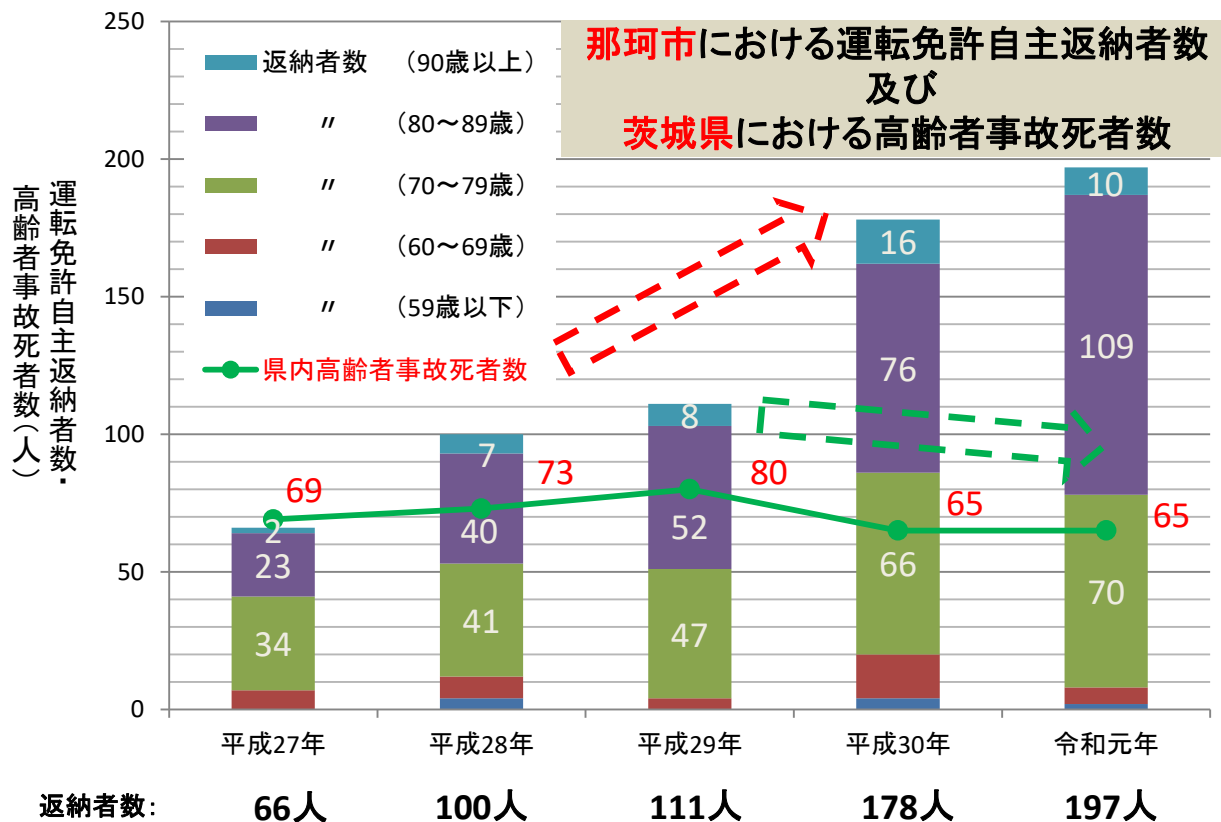


運転免許証の

自主返納を

考えてみませんか？

体力が衰えてきたことで運転に自信がなくなったり、家族から「運転が心配」などと指摘されたりしたときは、「運転免許証」の自主返納について考えてみましょう。



○令和元年に茨城県内で発生した交通事故での死者のうち、**約6割**は高齢者(65歳以上)です。

○那珂市で運転免許自主返納支援制度が開始された平成30年以降、**返納者は増加し**、高齢者の交通事故死者数は**減少傾向**にあります。